

平成30年

自転車のルール遵守と マナーアップ運動実施要領



佐賀県交通対策協議会

自転車のルール遵守とマナーアップ運動実施要領

1 目的

新入学や新年度から1か月経過し気が緩みがちな5月を、自転車のルール遵守とマナーアップを図る運動期間として定め、自転車を利用する全年齢層に対し広報啓発や街頭指導を行うことで、自転車の安全運転及び交通ルール遵守の定着を図り、自転車乗用中の交通事故防止を図る。

2 期間

平成30年5月1日（火）から5月31日（木）までの間

3 主催

佐賀県交通対策協議会

4 関係機関・団体の実施要領

別紙のとおり

別紙

関係機関・団体	実 施 事 項
各機関・団体 共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体の活用により、交通安全に関する広報啓発活動の強化推進を図る。 ○ 自組織内、全ての職員に運動の周知徹底を図るとともに、自組織内職員による率先的な行動を奨励する。 ○ 運動の重点に関する広報キャンペーンを展開する。 ○ 交通安全用品について効果の周知と普及促進を図る。 ○ 報道機関等に対して運動の取組について積極的に資料提供し、運動の周知と交通安全啓発を推進する。 ○ 子どもや特に高齢者に対し、街頭での「声かけ運動」を積極的に推進する。 ○ 「自転車安全利用五則」の周知徹底と「自転車は車両」という認識の高揚を推進する。 ○ 自転車保険への加入促進、オートライト化の促進を図る。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町、関係機関・団体等との相互連絡調整を行う。 ○ 各市町、推進機関・団体が実施する事業などを支援する。 ○ ラジオ、新聞等への資料提供と各種広報媒体の活用により、月間の周知徹底を図る。
市・町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体の活用により、運動の周知徹底を図る。 ○ 交通指導員、学校等と協力して、街頭指導や駐輪場等での点検・指導を実施する。 ○ 関係機関・団体と協力して、中学生・高校生、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の自転車交通安全教室を開催する。
教育委員会 学校 高等学校生徒指導連盟 PTA 連合会 高等学校PTA 連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町・PTA等との連携により、自転車の正しい乗り方や交通マナーの実践について指導する。 ○ 校門及び学校近隣において街頭指導を実施する。 ○ 通学自転車の点検整備を推進する。 ○ 会員への運動の周知徹底を図る。 ○ 学校等と協力し、自転車の正しい乗り方や交通マナーの実践について指導する。 ○ 児童・幼児のヘルメット着用を推進する。 ○ 自転車の安全利用についての家庭での会話を推奨する。 ○ 夜間のライト点灯について確実に指導する。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体と連携した街頭指導活動及び交通指導取締りを実施する。 ○ 関係機関・団体と連携し、駐輪場での点検・指導を実施する。
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全利用についての広報啓発活動を推進する。 ○ 自転車の正しい乗り方や点検整備の励行について指導する。 ○ 「TSマーク」の普及促進を図る。
交通安全母の会 老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員への周知徹底を図る。 ○ 自転車の安全利用についての広報啓発活動を推進する。 ○ 「自転車も車両である。」という意識付けを図る。 ○ 夜間のライト点灯や反射材用品の装着などを推進する。